

報道関係者各位

令和5年4月20日

【照会先】

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 村井 千晴

室長 補佐

田中 留美

TEL: 025-288-3511

## えるぼし認定企業

### 「亀田製菓 株式会社」(新潟市)を認定!!

新潟労働局(局長 にしおか くにあき 西岡 邦昭)では、この度、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)企業(3段階目※)として、亀田製菓 株式会社(代表取締役社長 たかぎ まさのり 高木 政紀 氏)を認定いたしました。

えるぼし認定企業は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。採用、継続就業、労働時間等の働き方、女性の管理職比率、多様なキャリアコースの5つの評価項目などについて一定の要件を満たす企業が対象となります。認定を受けた企業は、認定マーク(下段に表示)を商品、広告、求人広告などに付け、女性の活躍を推進している企業であることをPRできます。

今回認定を受けた企業に対しては、下記のとおり「えるぼし認定通知書交付式」を行います。



認定マーク「えるぼし」

「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取組む)、laudable(賞賛に値する)など様々な意味があります。

「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

認定の段階(※)

5つの評価項目の基準のすべてを満たす場合: 3段階目

5つの評価項目の基準のうち3~4つを満たす場合: 2段階目

5つの評価項目の基準のうち1~2つを満たす場合: 1段階目

### えるぼし認定通知書交付式

日時 令和5年4月28日(金) 11:15~(予定)

会場 新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

(新潟市中央区美咲町1-2-1)

<参考資料>

資料No.1 亀田製菓株式会社における取組の概要

資料No.2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

資料No.3 認定基準（女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準）

資料No.4 えるぼし認定企業一覧（新潟労働局管内）

## 亀田製菓 株式会社（新潟県新潟市）

- 代表者 代表取締役社長 高木 政紀
- 事業内容 食品製造業
- 労働者数 1,989人（男性1,179人、女性810人）



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

1. 採用において、直近の事業年度の通常の労働者に占める女性労働者の割合が36.2%と、産業平均値の21.3%を上回り、女性の採用が進んでいます。
2. 継続就業において、直近の事業年度の男女別の平均勤続勤務年数に大きな差はなく、働き続けやすい職場になっています。
 

正社員	女性20.13年、男性19.57年
準社員	女性11.48年、男性5.26年
3. 労働時間等の働き方において、直近の事業年度の労働者の各月の法定時間外・休日労働の合計時間数が平均6.3時間と、仕事と家庭が両立しやすい職場になっています。
4. 管理職比率において、直近の事業年度の管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合が13.1%と、産業平均値の6.8%を上回り、女性の登用が進んでいます。
5. 多様なキャリアコースにおいて、直近の3事業年度で、女性の非正規社員から正社員への転換が3人、キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換が15人、おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用が11人となっています。

### < 事業主からのコメント >



当社は令和元年に『ダイバーシティ元年』を宣言し、グローバル市場で勝ち抜くための経営戦略としてダイバーシティ推進を位置づけました。全従業員の半数近くを占める女性従業員の活躍として『キャリア形成』と『働き方改革』を推進して参りました。従業員一人ひとりが主役となり、自由な発想から能力を最大限に発揮できる環境を整え、活力ある組織を実現します。

## 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

◆ 女性活躍推進法に基づく「認定」は、認定基準を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができる。




### ◆ 認定基準

「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価項目のうち、基準を満たす項目数に応じて、1つ又は2つ満たせば認定段階1、3つ又は4つ満たせば認定段階2、全て満たせば認定段階3となる。

満たさない項目は2年以上の改善実績が必要である。認定の段階に応じ、認定マークの星の数が異なる。

## 認 定 の 段 階

※ 法施行前からの実績の推移を含めることが可能

<p><b>認定段階 1</b></p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次ページに掲げる5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。</li> <li>● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> <li>● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。</li> </ul>
<p><b>認定段階 2</b></p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次ページに掲げる5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。</li> <li>● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li> <li>● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。</li> </ul>
<p><b>認定段階 3</b></p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次ページに掲げる5つの基準の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。</li> <li>● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。</li> </ul>

★次ページに掲げる基準以外のその他の基準は以下の3つです。

- 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- 女性活躍推進法及び 同法に 基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

※厚生労働省のウェブサイト とは、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の

「女性の活躍推進企業データベース」 <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

## 認定基準(女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準)

評価項目	基準値(実績値)
①採用	i) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること (※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数÷女性の採用者数)」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数÷男性の採用者数)」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと) 又は ii) 直近の事業年度において、正社員に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値以上であること
②継続就業	i) 直近の事業年度において、①と②のいずれかに該当すること ①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が、雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること ②「女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合」が、雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること 又は ii) i)を算出することができない場合、直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること
③労働時間等の働き方	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること
④管理職比率	i) 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること(※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂) 又は ii) 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること
⑤多様なキャリアコース	直近の3事業年度に、以下について大企業(※常時雇用する労働者の数が301人以上の企業)については2項目以上(非正規雇用労働者がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業(※常時雇用する労働者の数が300人以下の企業)については1項目以上の実績を有すること A 女性の非正規雇用労働者から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

注) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差支えないこと(雇用形態が異なる場合を除く)。

## えるぼし認定企業一覧

令和5年3月16日現在  
新潟労働局雇用環境・均等室

## 1 基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）状況

(社)

	301人以上企業	300人以下企業	計
認定数	11	14	25
第1段階（1つ星）	0	0	0
第2段階（2つ星）	1	2	3
第3段階（3つ星）	10	12	22

## 2 新潟労働局内のえるぼし認定企業

企業名	所在地	認定段階	認定年月
株式会社 エム・エスオフィス	長岡市	 第3段階	2017年6月
社会福祉法人 桜井の里福祉会	西蒲原郡 弥彦村		2017年7月
株式会社 日本フードリンク	新潟市		2017年8月
社会福祉法人 見附福祉会	見附市		2017年11月
株式会社 ソリマチ技研	長岡市		2017年11月
株式会社 第四北越銀行	新潟市		2018年7月
社会福祉法人 常陽会	新潟市		2021年1月
医療法人 愛広会	新潟市		2021年8月
社会福祉法人 新潟さくら会	新潟市		2021年9月
社会福祉法人 真心福祉会	北蒲原郡 聖籠町		2021年11月
株式会社 ハピネス	十日町市		2021年11月

企業名	所在地	認定段階	認定年月
社会福祉法人 加茂福祉会	加茂市	 第3段階	2022年2月
株式会社 アイオス	新潟市		2022年2月
オン・セミコンダクター新潟 株式会社	小千谷市		2022年3月
小柳建設 株式会社	三条市		2022年3月
医療法人 俊栄会 齋藤記念病院	南魚沼市		2022年4月
日本精機 株式会社	長岡市		2022年9月
株式会社 笠原建設	糸魚川市		2022年12月
株式会社 北越ケース	新潟市		2022年12月
株式会社 安全給食サービス	長岡市		2023年2月
社会福祉法人 刈谷田福祉会	長岡市		2023年3月
<b>亀田製菓 株式会社</b>	<b>新潟市</b>		<b>2023年3月</b>
社会福祉法人 愛宕福祉会	新潟市	 第2段階	2017年2月
長岡タクシー 株式会社	長岡市		2023年3月
ちいきてらす 株式会社	新潟市		2023年3月

\*認定企業のうち、公表することに了解を得た企業名および市町村名を掲載しています。